

西武分館視聴覚室の一般貸出しの検討について

- 西武分館視聴覚室の一般貸出し（有料化）については、視聴覚室を会議室と位置付けるため、入間市立図書館設置及び管理条例、入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例の改正が必要となります。
- 試行として問題点の洗い出しをするものであれば、現状の（無料の）かたちで一般貸出しをしてみて、利用状況の確認や課題の抽出をする方法でも可能と考えられます。

（第1案）

視聴覚室を会議室と位置付けることによる有料貸出しを実施するため、条例改正をする。

（第2案）

視聴覚室を視聴覚ライブラリーに残したまま貸出しを実施するため、目的外利用料金の規定を定める。

（説明）

視聴覚ライブラリーの設置目的（学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。）に合う場合、合わない場合を整理し、「視聴覚室の目的外利用許可及び利用料の減免に関して」定める必要がある。

（第3案）

視聴覚室の一般貸出しをせず、自主事業による活用を充実させるのみの場合、平成31年度事業計画による。